

小委員会交渉の概要

交渉日：令和5年4月18日（火）15時45分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長
都労連 副執行委員長、書記長、書記次長、法対部長

事項	組合主張	当局主張
時差勤務及び休憩時間の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ○柔軟で多様な働き方が職員にとって一定の有用性があることは認識しているが、見直しに当たり現状の課題・問題点を検証し整理していく必要 ○時差勤務の見直しについては、職員ごとの超過勤務時間などを、これまで以上に的確に把握・共有することが必要 ○また、職員の柔軟で多様な働き方の推進に取り組むのであれば、導入する職場において、希望する全ての職員が制度を利用できるよう、職場環境を整備することが肝要 ○休憩時間の見直しについては、職員間のコミュニケーション不足の課題解決が必要 ○提案については、組織に持ち帰り、単組に確認の上、諾否を回答 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更されることを踏まえ、特例として措置してきた時差勤務及び休憩時間の取扱いについて見直し ○日を単位とした時差勤務の振分けを可能とする特例措置及び午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時までの時間帯を休憩時間に設定できる特例措置について、職員の柔軟で多様な働き方の推進に取り組む観点から、引き続き実施 ○実施時期は、令和5年5月8日